

開催日時	平成 26 年 8 月 16 日（土） 10:00 ～ 12:30
科目名	特許法（均等侵害について）
講師	飯村 敏明（知的財産高等裁判所判事）
内 容	<p>日本の均等論は、判例によって形成され、均等は5つの要件からなるとされた。ところで、「判例法」の「制定法」に対する優位性は、法律で規定された要件は、立法改正を経由しない限り変更することはできないが、判例で設定した要件は、時代や環境によって、後の判例により、適宜修正できる点にある。しかし、日本のプラクティスを前提とすると、最高裁判例は、ひとたび形成されると大法廷による判例変更を経由しない限り変更できない（大法廷で判例変更した例も1件のみである。）。また、判例変更というプロセスを踏むことなく、事実上判例を変更することにも限界がある。その意味では、現状を前提とする限り、一旦形成された判例法は、極めて強固なものであると解される。</p> <p>そのような状況を踏まえた上、最高裁判決が設定した均等の各要件のうち、重要な要件は積極的に活用し、現在では時代や環境に適合していないものは、その適用を抑制すべきであるとの観点から、各要件が設けられた趣旨及び活用範囲を再度吟味する。</p>